

随意契約理由書

令和5年7月3日

担当課名：防災危機管理課

1 随意契約番号	総2023-1-7号		
2 契約案件名	街頭防犯カメラ設置工事		
3 履行場所	南アルプス市内		
4 契約の相手方・所在地	名称：東電タウンプランニング株式会社 所在地：東京都港区海岸1-11-1 ニューピア竹芝ノースタワー15階		
5 設計金額（単位：円）	2,464,000円（税込み）		
6 総価・単価の別	総価		
7 随意契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当		
8 案件等の内容及び契約の相手方選定の具体的理由	<p>【案件概要】 本案件は、犯罪の抑止、事件等の早期解決を図り、安全で安心なまちづくりを推進することを目的として、市内5箇所に街頭防犯カメラを設置する工事である。</p> <p>【本業務に必要とする条件】 電柱に防犯カメラ、「防犯カメラ作動中」などの表示看板を取り付ける許可を得られること。 令和5年10月17日までに工事を完了させられること。</p> <p>【相手方選定の具体的理由】 電柱に防犯カメラ、表示看板を取り付けるには電柱の所有者への共架の許可が必要である。東電タウンプランニング株式会社は電柱の所有者である東京電力パワーグリッドの関係会社であり、防犯カメラの設置や維持に関わる業務、工事について経験と知見を有しており、共架の許可を得ることが容易ため、工事完了までの工程を円滑に進めることができ、令和4年度に5台を設置した実績もある。 また、他の業者では共架の許可を得るまでの現地調査、書類作成に長時間を要することによる工期の遅れ、もしくは共架の許可が得られないこともあり、防犯カメラを設置できない恐れがある。 以上のことから、東電タウンプランニング株式会社と随意契約を締結したい。</p>		
9 契約日	令和5年7月27日	10 契約金額	2,343,000円

随意契約理由書

令和 5 年 6 月 3 0 日
担当課名：商工振興課

1 随意契約番号	産 2 0 2 3 - 1 - 1 6		
2 契約案件名	下今諏訪 A 工業団地敷地北側整備工事 (A 区画)		
3 履行場所	南アルプス市鏡中條地内		
4 契約の相手方・所在地	名 称：株式会社 岩間建設 所在地：南アルプス市戸田 2 8 4		
5 設計金額 (単位：円)	8, 9 9 8, 0 0 0 円 (税込み)		
6 総価・単価の別	総価		
7 随意契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号		
8 案件等の内容及び契約の相手方選定の具体的理由	<p>【案件概要】 下今諏訪 A 工業団地拡張整備に伴う擁壁設置工事 (A 区画) において、造成地_外周構造物の建設工事を行った。しかし、敷地北側に東京電力柱が支障となり施工のできない部分、及び既設水路改修工事が電柱撤去の予定が東京電力より出なかったため、工事数量から抜く形で工事を終えた。先日、電柱の撤去の予定が出され残りの工事を進めることができることになった。</p> <p>【本業務に必要とする条件】 現場の状況に精通しており、企業立地への引渡しに遅れを生じさせずに前回工事と密接不可分な部分の工事を行うことが必要である。</p> <p>【相手方選定の具体的理由】 立地企業へ令和 5 年中に土地引渡しを行う予定であるため、期日までに確定測量、開発完了検査を終わらせるためにも、早急な造成工事完成が望まれる。また、一体の構造物の建設であり、前工事と本工事が異なると、かし担保責任の所在が不明確となってしまう。 そのため、下今諏訪 A 工業団地拡張整備に伴う擁壁設置工事 (A 区画) を施工した、(株)岩間建設と随意契約を締結することで、工期の短縮及び、かし担保責任の所在が明確化し、企業への土地引渡しに遅れを生じさせずに進めることができる。</p>		
9 契約日	令和 5 年 7 月 6 日	10 契約金額	¥ 8, 9 1 0, 0 0 0 —

随意契約理由書

令和 5 年 8 月 2 2 日
担当課名：商工振興課

1 随意契約番号	産 2 0 2 3 - 1 - 1 9		
2 契約案件名	下今諏訪 A 工業団地雨水排水施設整備工事 (B-1 区画)		
3 履行場所	南アルプス市鏡中條地内		
4 契約の相手方・所在地	名 称：株式会社 三木工務所 所在地：南アルプス市寺部 2 7 3 2 - 1		
5 設計金額 (単位：円)	7, 4 8 0, 0 0 0 円 (税込み)		
6 総価・単価の別	総価		
7 随意契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 6 号		
8 案件等の内容及び契約の相手方選定の具体的理由	<p>【案件概要】 下今諏訪 A 工業団地造成工事 (B-1 区画) において、境界壁設置工事と敷地盛土工事を行っている。発注段階においては雨水排水施設の仕様や整備位置などが立地企業側と協議調整が整っていなかった。その後、協議調整が進み雨水排水施設の位置仕様が定まった。そのため、造成工事と併せて雨水排水施設の整備工事を行う。</p> <p>【本業務に必要とする条件】 現場の状況に精通しており、現在の造成工事や企業立地工程に遅れを生じさせずに、雨水排水施設整備工事を行うことが必要となる。</p> <p>【相手方選定の具体的理由】 立地企業への引渡しを令和 5 年度中に行う予定であるため、期日までに確定測量、開発完了検査を終わらせるためにも、早急な造成工事完成が望まれる。また、同一区画内であり造成工事と密接に関連する工事であるため複数業者での施工となると、かし担保責任の所在が不明確となってしまう。</p> <p>そのため、下今諏訪 A 工業団地造成工事 (B-1 区画) を施工している (株) 三木工務所と随意契約を締結することで、工期の短縮、経費の節減、及び、かし担保責任の所在が明確化し、企業への土地引渡しに遅れを生じさせずに進めることができる。</p>		
9 契約日	令和 5 年 8 月 3 0 日	10 契約金額	¥ 7, 3 7 0, 0 0 0 -

随意契約理由書

令和5年7月4日
担当課名：生涯学習課

1 随意契約番号	教 2023-1-78		
2 契約案件名	高度農業情報センターポーターケーブル等交換工事		
3 履行場所	南アルプス市榎原地内		
4 契約の相手方・所在地	名 称：丸茂電機（株） 所在地：東京都千代田区神田須田町 1-24		
5 設計金額（単位：円）	7,150,000 円（税込み）		
6 総価・単価の別	総価		
7 随意契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号該当		
8 案件等の内容及び契約の相手方選定の具体的理由	<p>【案件概要】 本工事は、高度農業情報センターカナリアホールの舞台照明設備のうち、サスペンションライト及びシーリングライトに電源を供給するためのポーターケーブルと集電部を交換する工事である。</p> <p>一般に舞台照明設備機器の耐用年数は 15 年程度とされているが、平成 13 年の竣工以来 22 年が経過しており、ホールの機能を維持し、施設利用者が安心して利用できる環境を整えるため工事を行う。</p> <p>【本業務に必要とする条件】 高度農業情報センターの舞台照明設備を熟知し、照明設備機器全般への影響を考慮したうえで支障なく交換できる者。</p> <p>【相手方選定の具体的理由】 本工事の交換部品は、専門性の高い製品であるため他の物品では代替できず、製造販売している丸茂電機（株）以外の者から購入はできない。</p> <p>また、丸茂電機（株）は当該施設の舞台照明設置業者であるとともに、現在に至るまで保守管理業務を請け負っており、照明設備全般を熟知していることから、上記条件を満たし、確実に施工できる者は上記の者以外にいない。他の者に施工させた場合、かし担保責任の範囲が不明確となるなど、密接不可分な関係にある工事であるため、丸茂電機（株）と随意契約を締結したい。</p>		
9 契約日	令和 5 年 7 月 21 日	10 契約金額	6,600,000 円

随意契約理由書

令和5年9月6日
担当課名：文化財課

1 随意契約番号	教2023-1-105		
2 契約案件名	安藤家住宅トイレ建設工事		
3 履行場所	南アルプス市西南湖地内		
4 業者選定	次の選定業者による。		
5 設計金額（単位：円）	26,950,000円（税込）		
6 総価・単価の別	総価		
7 随意契約の法令根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号、第8号該当		
8 案件等の内容及び契約の相手方選定の具体的理由	<p>【案件概要】 安藤家住宅敷地内の来館者トイレは、便器数も少なく、男女別にもなっていない。また、バリアフリーにも対応しておらず、苦情が寄せられている。これに対応するため、駐車場敷地に、来館者用バリアフリートイレを新設する。</p> <p>【本業務に必要とする条件】 トイレ建設工事を工期内に着実に完成できる能力を有すること。</p> <p>【相手方選定の具体的理由】 本件は、2度一般競争入札に付したがいずれも不調となり、当初の工事開始時期から遅れている。また、敷地内で並行して駐車場整備工事が行われるため、整備工事業者との調整も求められる。このような状況で、工期内に完成させる能力を有し、一般競争入札に参加しなかった業者のうち、近隣市町村を含めた地方自治体との契約実績がある下記の業者から見積もりを徴し、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積書を提出した者と随意契約を締結したい。</p> <p>【選定業者】</p> <ul style="list-style-type: none">・ 齋藤建設（株）（甲府市青沼2-11-22）・ 日経工業（株）（甲府市青葉町15-4）		
9 契約日	令和5年9月25日	10 契約金額	26,840,000円（税込）
11 契約相手方	名称：齋藤建設（株） 所在地：甲府市青沼2-11-22		

随意契約理由書

令和5年9月12日
担当課名：生涯学習課

1 随意契約番号	教 2023-1-109		
2 契約案件名	高度農業情報センター空調屋外機修繕工事		
3 履行場所	南アルプス市榎原地内		
4 契約の相手方・所在地	名 称：(有)メンテック調和 所在地：山梨県中巨摩郡昭和町西条 2373 番地 3		
5 設計金額（単位：円）	1,892,000 円（税込み）		
6 総価・単価の別	総価		
7 随意契約の法令根拠	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号該当		
8 案件等の内容及び契約の相手方選定の具体的理由	<p>【案件概要】 本工事は、高度農業情報センターの空調設備のうち、2 系統の屋外機不具合による修繕工事である。</p> <p>【本業務に必要とする条件】 高度農業情報センターの空調設備を熟知し、必要な技能及び知識を有するもの。</p> <p>【相手方選定の具体的理由】 本工事は、施設の営業の為に緊急を要する機械設備の復旧工事であるため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号に該当する。本施設の空調設備保守管理業務を請け負っており、設備状況を熟知していることで早急かつ正確に本工事を行うことができるため、有限会社メンテック調和と随意契約を締結したい。</p>		
9 契約日	令和 5 年 9 月 21 日	10 契約金額	1,738,000 円

随意契約理由書

令和5年6月23日
担当課名：上下水道局工務課

1 随意契約番号	上 2023-1-17		
2 契約案件名	減圧弁修繕工事（旧清水総合工業北・高尾第一・高尾第二・きのこ園）		
3 履行場所	南アルプス市内		
4 契約の相手方・所在地	名 称：甲信商事(株)甲府支店 所在地：山梨県中央市山之神流通団地三丁目4番1号		
5 設計金額（単位：円）	2,495,900円（税込み）		
6 総価・単価の別	総価		
7 随意契約の法令根拠	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当		
8 案件等の内容及び契約の相手方選定の具体的理由	<p>【案件概要】 本工事は、南アルプス市内に設置してある減圧弁の機能維持を図るため、減圧弁修繕計画に基づき経年劣化した部品交換を行う工事である。</p> <p>【本業務に必要とする条件】 減圧弁を熟知し、水運用に支障をきたすことなく工事出来る者、また、既設の機器等を熟知しており、支障なく更新が出来る者。</p> <p>【相手方選定の具体的理由】 上記条件を満たし、確実に施工できる者は、保守管理業者である上記の者以外に無く、他の者に施行させた場合、かし担保責任の範囲が不明確となるなど、密接不可分な関係にある修繕工事である為、甲信商事(株)甲府支店と随意契約を締結したい。</p>		
9 契約日	令和5年7月6日	10 契約金額	2,200,000円（税込み）

随意契約理由書

令和5年8月2日
担当課名：浄水管理課

1 随意契約番号	上 2023-1-19		
2 契約案件名	南アルプス市中央監視及び遠方監視局変更工事		
3 履行場所	南アルプス市内		
4 契約の相手方・所在地	名称：メタウォーター株式会社 横浜営業所 所在地：神奈川県横浜市西区北幸 2-8-4 横浜西口 NK ビル		
5 設計金額（単位：円）	197,769,000 円（税込み）		
6 総価・単価の別	総価		
7 随意契約の法令根拠	地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号該当		
8 案件等の内容及び契約の相手方選定の具体的理由	<p>【案件概要】 本工事は、平成 25 年度に整備した中央監視及び遠方監視局に、現在までに施設統廃合などによって整備、廃止、機能増設等がされた各施設の監視項目変更に伴う、中央監視操作施設と遠方監視局の変更を行い、集中管理及び運転操作を踏まえ、給水体制に支障なく、安定した効率的な水運用が図れる高い信頼性、優れた性能を兼ね備えた設備等を構築するための工事である。</p> <p>【本業務に必要とする条件】 現在の中央監視及び遠方監視局の機能仕様、性能及び構築状況を熟知しており、断水及び低水圧、低水量などの水運用への支障がなく施工できる者。</p> <p>【相手方選定の具体的理由】 この工事の対象となる既存の中央監視及び遠方監視局は、メタウォーター(株)がシステム開発、機器製造及び設置をしたものであり、システム開発及び機器製造にあたっては業者独自の方法にてシステム構築されている。 本工事において発注者が求める機能仕様・性能等が既設システムに合致するよう設計されており、メタウォーター(株)が保有する製作時と同一の手法・技術でなければ、既存のシステムに不具合が生じた場合のかし担保責任の範囲が不明確となるなど、メタウォーター(株)以外が本工事を施工するのは極めて困難である。 また、メタウォーター(株)が施工することにより、既設システムを運用しながらの施工であるが、十分な安全管理を踏まえた的確な工事管理が行え、一貫した責任による既存システム機能の継続的な運用が可能である。更には、既存システムの機能仕様、性能及び構築状況を熟知している為、円滑な工事の進捗による工期短縮が見込め、他の者に比べ著しく有利な価格で施工できる。 以上の事から、メタウォーター(株)と随意契約を締結したい。</p>		
9 契約日	令和 5 年 9 月 13 日	10 契約金額	194,700,000 円（税込み）

随意契約理由書

令和 5 年 8 月 2 8 日
担当課名：上下水道局浄水管理課

1 随意契約番号	上 2023-1-20																		
2 契約案件名	上宮地・平岡浄水場受水流量計更新工事																		
3 履行場所	南アルプス市内																		
4 契約の相手方・所在地	名 称：(株)関東日立 山梨支社 所在地：山梨県甲府市上今井町 753 番地																		
5 設計金額（単位：円）	2,827,000 円（税込）																		
6 総価・単価の別	総価																		
7 随意契約の法令根拠	地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号該当																		
8 案件等の内容及び契約の相手方選定の具体的理由	<p>【案件概要】 本工事は、上宮地浄水場及び平岡浄水場に設置されている受水流量計の不具合に伴う更新工事であり、安全・安心・安定した水を供給する為のものである。</p> <table border="1"><thead><tr><th>施設名</th><th>機器名</th><th>形状寸法</th><th>数量</th><th>摘要</th></tr></thead><tbody><tr><td>上宮地浄水場</td><td>受水流量計(羽根車式)</td><td>φ 50mm</td><td>1.0 台</td><td></td></tr><tr><td>平岡浄水場</td><td>受水流量計(羽根車式)</td><td>φ 50mm</td><td>1.0 台</td><td></td></tr></tbody></table> <p>【本業務に必要とする条件】 既設設備の仕様及び運用状況を熟知しており、断水及び低水压等運用に支障をきたすことなく工事が行えること。</p> <p>【相手方選定の具体的理由】 この工事は、上宮地浄水場及び平岡浄水場に設置されている受水流量計の不具合に伴う更新工事であり、上記条件を満たし、確実に施工できる者は、当該設備の設置業者であり、かつ場内計装設備の保守管理業者である上記の者以外に無く、他の者に施行させた場合、かし担保責任の範囲が不明確となるなど、密接不可分な関係にある工事である為、随意契約を締結したい。</p>				施設名	機器名	形状寸法	数量	摘要	上宮地浄水場	受水流量計(羽根車式)	φ 50mm	1.0 台		平岡浄水場	受水流量計(羽根車式)	φ 50mm	1.0 台	
施設名	機器名	形状寸法	数量	摘要															
上宮地浄水場	受水流量計(羽根車式)	φ 50mm	1.0 台																
平岡浄水場	受水流量計(羽根車式)	φ 50mm	1.0 台																
9 契約日	令和 5 年 8 月 31 日	10 契約金額	2,827,000 円（税込）																